

国民健康保険加入の40歳から74歳の方へ

特定健診をぜひ受診してください

4月から、今までの基本健診に変わり、医療保険者に実施が義務付けられた「特定健診」が始まります。対象となる方へは、4月中旬ごろに「特定健診受診券」をお送りします。

☎ 国保年金課国保給付係 (☎826-1111 内線2355)

対象となる方 / 4月1日から平成21年3月31日までに40~74歳の誕生日を迎える方

健診料 / 無料

※人間ドックは、右の健診項目のみ無料です。

健診項目 / 問診、身体計測、身体診察、血液検査、尿検査、心電図検査、眼底検査

※眼底検査は、医師が必要と判断した場合のみ実施します。

特定健診を受ける方法 / 次のいずれかの方法で年度内に1回受診できます。

医療機関健診	協力医療機関に連絡のうえ受診してください	医療機関については、お送りする特定健診受診券に掲載します
人間ドック	事前に申し込みが必要で す(定員あり)	申込方法は本紙2ページをご覧ください
集団検診 (総合健診)	専用はがきでの申し込み が必要です(定員あり)	申込方法は本紙19ページまたは「みんなの健康づくり便利帳」をご覧ください

受診するときは
特定健診受診券
と健康保険証が
必要です。



●20~39歳の方は健康増進課が行う健診を、75歳以上の方は後期高齢者医療制度での健診をご利用ください(75歳以上の方の健診については、広報つちうら4月上旬号でお知らせします)。

●国保に加入していない方の特定健診については、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。



5月で1歳になる赤ちゃんを募集!

誕生日と連絡先を記入のうえ、写真と一言(20文字以内)を添えて3月31日(月)までに広報広聴課へ。上旬・中旬号に分けての掲載となります。なお、応募写真は返却できませんので、ご了承ください。

4月から国民健康保険税の、年金からの“天引き”が始まります

Q1 天引きの対象となるのは？

国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、年金を受給している世帯主の年金から、国保税が天引き(特別徴収)されます。

該当する方には4月上旬ごろ右のはがきが届きます

Q2 天引きにならないのは？

年金額が年額18万円未満の方、介護保険料と合わせた保険税額が年金受給額の1/2を超える方は天引きにはなりません。

右のはがきは届きません

Q3 いつ天引きされますか？

4月・6月・8月・10月・12月・2月支給の年金からです。

Q4 税額はどうなりますか？

- ① 4月・6月・8月の税額は、平成19年度国民健康保険税第8期(2月納期限)相当の課税額となります。【仮徴収】
 - ② 10月・12月・2月の税額については、19年中の所得に基づき税額を計算のうえ、改めて通知します。【本徴収】
- ※10月上旬発送予定

はがきが届いたら、中を開いて必ず内容を確認してください。



問 国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

こんにちは 赤ちゃん



3月生まれ

